

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年12月11日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

子育て王国とつとりサイト管理運営業務

(2) 業務の内容

別添1「子育て王国とつとりサイト管理運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 予算額

金11,930千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

契約に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用負担が生じた場合、鳥取県（以下「県」という。）の責による場合を除き、原則として県の負担とする。なお、各年度の委託料上限額は、金2,386千円とする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、本部、支店、支部等を有する法人又は団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「情報処理サービス」の「コンテンツ作成」に登録されている者であること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年12月18日（木）正午までに原則としてとつとり電子申請サービスにより6の（1）のイの場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後、速やかに6の（1）のイの場所に必ず連絡すること。

(4) 本件調達の公告日から別添2企画提案書作成要領1（1）の書類（以下「企画提案書等」という。）の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 県は、企画提案の順位を決定するため、鳥取県子育て王国とつとりサイト管理運営

業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (2) 審査会は、企画提案の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は5名以内で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

県は、子育て王国とつとりサイト管理運営業務委託公募型プロポーザル審査会評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

原則として、4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 問合せ先は次のとおりとする。

ア プロポーザルに関する書類の提出及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

電話 0857-26-7148 フaxシリ 0857-26-7863

電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (2) 実施要領の交付

子育て王国とつとりサイト管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和7年12月11日（木）から令和8年2月3日（火）までの間に鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年12月11日（木）から令和8年2月3日（火）までの間（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号））に規定する鳥取県の休日を除く。（以下「休日等」という。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

（1）のアに同じ。

7 企画提案参加申込書等の提出

- (1) このプロポーザルに参加しようとする者は、実施要領第8条に基づき以下のとおり手続きを行うこと。

ア 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）1部

公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）1部

イ 提出期間及び時間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月19日（月）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和8年1月19日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出場所

6の（1）のアに同じ。

オ その他

このプロポーザルへの参加は、アの提出書類（以下「企画提案参加申込書等」という。）をイの期日までに提出した者に限る。

（2）県は、（1）により提出のあった企画提案参加申込書等を審査の上、プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年1月28日（水）までに文書で提出者に通知するものとする。

8 企画提案書等の作成等

（1）企画提案書等は、別添2「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。

（2）提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

（3）提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

（4）提出期間及び時間

令和7年12月11日（木）から令和8年2月3日（火）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和8年2月3日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

（5）提出部数及び規格

【社名（団体名）の記載があるもの】

提出部数：正本1部（添付書類も同様）

規格：A4版縦（A3版の折込可）

【社名（団体名）を伏せたもの】

提出部数：正本1部、副本5部（添付書類も同様）

規格：A4版縦（A3版の折込可）

（6）提出場所

6の（1）のアに同じ。

9 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、具体的な日時及び場所については、企画提案参加申込書等を提出した者に別途連絡する。

（1）日時

令和8年2月中旬頃

（2）場所

鳥取県庁（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）

（3）参加条件

プレゼンテーションは1提案につき25分程度（内容説明15分程度、質疑応答10分程度）とする。なお、別途通知するプレゼンテーションの実施時間の10分前までに集合すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して

契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

(1) 県ホームページ掲載（公募開始）	令和7年12月11日（木）
(2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限	令和7年12月18日（木）
(3) 質問受付期限	令和7年12月23日（火）
(4) 質問回答期限	令和8年1月9日（金）
(5) 企画提案参加申込書等提出期限	令和8年1月19日（月）
(6) 参加資格審査結果の通知期限	令和8年1月28日（水）
(7) 企画提案書等提出期限	令和8年2月3日（火）
(8) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施）	令和8年2月中旬頃
(9) 審査結果の通知	令和8年2月下旬
(10) 契約締結等の協議及び見積依頼	令和8年2月下旬
(11) 契約締結	令和8年3月下旬

13 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

イ プrezentationに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページで公表するとともに、提案者全員に通知する。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）

(4) 企画提案書等の作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を県に支払わなければならぬ。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、実施要領及び仕様書による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除するときがある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

エ 鳥取県議会令和 7 年 12 月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルを実施しない。